

法人税実務事例検討

完全支配関係がある子法人の自己株式の取得に応じてその完全子法人株式を譲渡した場合の取扱い

税理士法人ゆいアドバイザーズ アドバイザー 税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

完全支配関係がある子法人の自己株式の取得に応じて、その完全子法人株式を譲渡した場合、その譲渡対価のうちみなし配当となる部分の金額を除き譲渡損益に相当する金額を資本金等の額の増減として処理することになる。

事 例

当社はこのたび、100%子会社であるA社の自己株式の取得に応じて、完全子法人であるA社株式の一部を発行人であるA社に譲渡することとしました。

A社の発行済株式の総数は2,000株であり、当社はそのすべてを所有していますが、そのうちの800株を1株当たり55,000円の合計44,000,000円で譲渡することとしました。この場合の税務処理はどのようにすればよいですか。

【当社の会計処理】

現金預金 44,000,000円 / A社株式 52,000,000円

A社株式譲渡損 8,000,000円 /

②1 当社におけるA社株式の帳簿価額は130,000,000円(2,000株)

【A社の会計処理】

その他資本剰余金 44,000,000円 / 自己株式 44,000,000円

【A社の前期末の貸借対照表】

諸資産 (含み損益は0)	210,000,000円	諸負債	100,000,000円
		資本金	50,000,000円
		その他資本剰余金	50,000,000円
		未処分利益	10,000,000円

②2 令和5年10月1日以後は完全子法人株式等に係る受取配当等の源泉所得税の徴収は不要